

○統合 I R 機構規程

〔令和 5 年 3 月 23 日〕
法人規程第 7 号

改正 令和 6 年法人規程第 2 号

令和 7 年法人規程第 5 号

統合 I R 機構規程

(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号）第 35 条第 1 項に規定する特別な組織として設置する統合 I R 機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 機構は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の運営に関し、必要となる法人内外の様々なデータの収集、分析、可視化等を行い、法人の経営に係る意思決定を支援することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I R (Institutional Research) 教育、研究、財務その他の大学の諸活動に関する様々なデータの収集、分析、可視化等を行い、法人の経営に係る意思決定を支援するために行われる作業を総称したものをいう。
- (2) I R データ 機構が I R での利用を目的に収集したデータ及び I R における成果物をいう。
- (3) 統合 I R システム 機構が I R を行うために運用するシステムをいう。
- (4) 部局 局、部、課、室、エリア支援室、社会人大学院等支援室、海外教育拠点支援室、業務運営を行うための特別な組織、学術院、研究群、専攻、学群、学類、グローバル教育院、総合学域群、アーカイブズ、系、教育研究施設、附属図書館、附属病院、附属学校教育局、附属学校、理療科教員養成施設及び事業費により措置する教育研究組織等をいう。

(業務)

第 4 条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人の経営に関する戦略策定、意思決定及び評価に資する情報の提供に関すること。
- (2) 法人内外の教育、研究、財務等に係るデータの収集及び分析に関すること。
- (3) 法人内における I R データの利活用の推進に関すること。
- (4) 統合 I R システムの運用に関すること。
- (5) その他機構長が必要と認める事項

(機構長)

第 5 条 機構に、機構長を置き、情報マネジメントを担当する副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を統括する。

(副機構長)

第6条 機構に、機構長を補佐し、分析体制の統率等を行うため、副機構長若干人を置く。

2 副機構長は、職員のうちから機構長が選考し、学長が任命する。

3 機構長に事故があるときは、あらかじめ機構長が指名する副機構長が、その職務を代行する。

4 副機構長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、副機構長となる日の属する年度の末日とする。

5 副機構長は、再任されることができる。

(データアナリスト)

第7条 機構に、機構長の指示の下、IRデータに内在する知識の発見、課題の分析等を行うため、データアナリスト若干人を置くことができる。

2 データアナリストは、部局長の推薦に基づき、機構長が指名する。

(分析スタッフ)

第8条 機構に、機構長の指示の下、機構において必要となる分析を行うため、分析スタッフを置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 情報マネジメント室の職員のうちから当該室の室長が推薦する者

(2) その他機構長が必要と認める者

(サポートスタッフ)

第9条 機構に、サポートスタッフを置き、部局長の推薦に基づき、機構長が指名する者をもって充てる。

2 サポートスタッフの任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、サポートスタッフとなる日の属する年度の末日とする。

3 サポートスタッフは、再任されることができる。

(アドバイザリーボード)

第10条 機構に、機構長の求めに応じて、機構の業務について指導及び助言を行うため、アドバイザリーボードを置くことができる。

2 アドバイザリーボードの構成員は、職員であって、かつ、第4条に規定する業務に関し専門的な知識を有するものの中から学長が任命する。

3 アドバイザリーボードの構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、アドバイザリーボードの構成員となる日の属する年度の末日とする。

4 アドバイザリーボードの構成員は、再任されることができる。

(タスクフォース)

第11条 機構に、専門的な事項の調査、検討等を行うため、タスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(統合IRシステムの管理及び運用)

第12条 統合IRシステムの管理及び運用は、機構が行う。

- 2 IRデータの管理に当たっては、国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則（平成20年法人規則第19号）その他関連する法人規則等を遵守しなければならない。
- 3 IRデータにおける個人情報の取扱いについては、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）の定めるところによる。
- 4 統合IRシステムの管理及び運用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（データの収集及び提供）

第13条 サポートスタッフは、所属する組織が保有するデータのうち、機構長が別に定める法人に関する基礎的なデータを機構に提供するものとする。

- 2 機構長は、部局の長に対して、機構長が必要と認めたデータ（前項の規定に基づき提供されるデータを除く。次項において同じ。）の提出を依頼することができる。
- 3 前項の規定によりデータの提出の依頼を受けた部局の長は、原則として、当該データを提出しなければならない。

（IRデータの提供）

第14条 機構長は、部局の長から当該部局の運営に資することを目的として、IRデータの提供要請等があった場合には、その提供の可否について決定するものとする。

（事務）

第15条 機構に関する事務は、関連する部局の協力を得て、情報マネジメント室が行う。

（雑則）

第16条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

（法人規程の廃止）

- 2 情報ガバナンス基盤室規程（平成28年法人規程第30号）は、廃止する。

附 則（令6. 1. 25法人規程2号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令7. 3. 27法人規程5号）

この法人規程は、令和7年4月1日から施行する。